

様式第13 (第9条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

許可番号 第01-200804号

住所 瀬戸市山の田町43番地の303

氏名及び名称 株式会社岩田清掃

代表取締役 金森知実

令和6年1月26日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次の条件を付して許可する。

令和6年4月1日

東郷町長 井 俣 憲 治



- 業種
一般廃棄物収集運搬業
- 有効期間
令和6年4月1日から令和8年3月31日まで
- 事業の範囲 (収集及び運搬の別並びに取り扱い廃棄物の種類)
事業系一般廃棄物の収集運搬
- 業務の区域
東郷町内
- 許可の条件
別紙のとおり
- 許可及び変更の状況
平成20年4月1日 新規許可
平成22年4月1日 更新許可
平成24年4月1日 更新許可
平成26年4月1日 更新許可
平成28年4月1日 更新許可

許可番号 第01-200804号

平成30年4月1日 更新許可
令和2年4月1日 更新許可
令和4年4月1日 更新許可
令和6年4月1日 更新許可



別紙

許 可 条 件

- 1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び同法施行令並びに同法施行規則を遵守すること。
- 2 東郷町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則を遵守すること。
- 3 東郷町一般廃棄物処理業許可基準及び東郷町一般廃棄物処理業許可事務取扱要領並びに東郷町一般廃棄物処理許可業者遵守事項を遵守すること。
- 4 貨物自動車運送事業法の許可を受けた車両で業務を行うこと。
- 5 搬入する廃棄物は可燃ごみのみとし、搬入先は尾三衛生組合東郷美化センターとする。ただし、尾三衛生組合東郷美化センター以外の場所に搬入する場合にあっては、あらかじめ町長に協議すること。
- 6 搬入先が定める搬入基準等を遵守すること。
- 7 許可車両にて収集運搬する場合は、車両側面と前面又は後部に許可車両の表示をすること。
- 8 業務の全部若しくは一部を廃止し、又は許可申請書及び添付書類に変更が生じた場合は、速やかに業務廃止届又は変更届を提出すること。
- 9 上記1～8のうち、いずれかに違反したとき又は違反に類似した行為をしたときは、業の許可を取り消すことがある。
- 10 その他上記1～9にかかわらず法律等が改正されたとき又は町長が必要と認めたときは、許可を取消し、条件を変更し、又は別に指示することがある。